

文京区移動支援事業実施要綱

- 18文福障第1105号平成18年9月29日区長決定
- 18文福障第2197号平成19年4月1日一部改正
- 19文福障第716号平成19年7月1日一部改正
- 20文福障第540号平成20年7月1日一部改正
- 20文福障第2143号平成21年3月30日一部改正
- 21文福障第570号平成21年6月30日一部改正
- 22文福障第11号平成22年4月1日一部改正
- 22文福障第1204号平成22年9月17日一部改正
- 23文福障第1232号平成23年9月22日一部改正
- 23文福障第2797号平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第697号平成24年6月29日一部改正
- 24文福障第2659号平成25年3月26日一部改正
- 26文福障第1338号平成26年9月17日一部改正
- 27文福障第2734号平成28年3月16日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援事業実施要綱（18文福障第1070号）第2条第8号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この要綱による事業は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う障害者等に対して、区長が認定した事業者（以下「認定事業者」という。）が行う移動に関する支援（以下「サービス」という。）を受けたときに要する費用の一部又は全部を支給するものとする。

- (1) 営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 通勤等の通年又は長期にわたる外出
- (3) 犯罪に関わる行為への加担等社会通念上不相当と認められる外出

(事業の形態)

第2条の2 この要綱において、事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める形態により提供されるものとする。

- (1) 個別支援型 事業を利用できる者（以下「対象者」という。）1人に対して介護者が1人により対応するものをいう。ただし、対象者の状況により複数の介護者による支援が必要であると区長が認める場合は、この限りでない。

(2) グループ支援型 1人の介護者が複数の対象者への同時支援として対応するものをいう。

(通学及び施設への通所支援)

第2条の3 通学に係るサービスについては、1月当たり10回を限度として利用を認める。

2 前項の規定にかかわらず、文京区の区域外の特別支援学校への通学に係るサービスについては、区長が特に必要があると認めた場合は、1月当たり23回を限度として利用を認める。

3 施設への通所に係るサービスについては、1月を限度として施設に通う日数に2を乗じた回数の利用を認める。

4 区長は、前3項の規定について、特に必要があると認めた場合は、変更することができる。

(対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援（以下「障害福祉サービス」という。）のいずれの支給決定も受けていないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、障害福祉サービスの支給決定を受けている者を対象とすることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって、屋外での移動に著しい制限のある重度の視覚障害者（身体障害者手帳所持者で視覚障害2級以上の者に限る。）又は車椅子を常用する身体障害者（身体障害者手帳所持者で肢体不自由1級の者に限る。）

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上であって、屋外での移動に著しい制限のある者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上であって、同法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳所持者、法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証所持者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金の受給者で、屋外での移動に著しい制限のある者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に定める特殊の疾病により障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者のうち18歳以上であって、屋外での移動に著しい制限のあるもの

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児であって、屋外での移動に著しい制限のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認めた者

(支給決定)

第4条 事業を利用しようとする対象者又は対象者である障害児の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下これらを「対象者等」という。）は、区長に対して介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給（変更）申請書兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書（文京区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年3月文京区規則第55号。以下「細則」という。）別記様式第1号）により申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、移動支援事業聴き取り調査票（別記様式第1号）による調査結果により支給の可否を審査し、支給を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（別記様式第2号）及び1月に認定事業者より受けられるサービスの量（以下「サービス支給量」という。）を記載した障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証（細則別記様式第5号）又は障害児通所支援受給者証（文京区児童福祉法施行細則（昭和40年3月文京区規則第15号）別記様式第17号）を、支給しないことを決定したときは却下決定通知書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

3 区長は、サービス支給量の決定に当たっては、対象者の障害状況、介護者の状況等を勘案するものとする。

(支給額)

第5条 区長は、前条の規定により支給が決定した対象者等（以下「支給決定者」という。）に対して、サービスに要する費用の一部について、地域生活支援事業給付費として1月ごとに支給する。

2 地域生活支援事業給付費は、事業の形態ごとに区分したサービスについて別表のとおり定める額の同一の月における合計額（以下この項において「利用月額」という。）に100分の90（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める時間数に該当する部分については、100分の100）を乗じて得た額と、利用月額から付則第2項の規定により算定した利用者負担の上限月額を控除した額のうち多いほうの額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

(1) 同一月の事業の利用時間数と法第5条第4項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）の利用時間数を合計した時間数（以下「総利用時間数」という。）が36時間以内の場合 事業の利用時間数

(2) 同一月の総利用時間数が36時間を超え、かつ、同行援護の利用時間数が36時間に満たない場合 36時間から同行援護の利用時間数を除いて得た時間数

3 支給決定者が認定事業者からサービスを受けたときは、区長は、支給決定者が認定事業者に支払うべきサービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費として支給決定者に支給すべき額の限度において、支給決定者に代わり認定事業者に支払うことが

できる。

- 4 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し地域生活支援事業給付費の支払があったものとみなす。

(支給決定の変更)

第6条 支給決定者は、支給決定の内容を変更しようとするときは、区長に対して介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・療養介護医療費・文京区地域生活支援事業給付費支給(変更)申請書兼利用者負担額減額・免除等(変更)申請書を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、変更の可否を審査し、支給決定内容の変更を決定したときは文京区地域生活支援事業給付費変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(別記様式第4号)を申請者に交付し、障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証又は障害児通所支援受給者証に変更事項を記入し、変更しないこととしたときは却下決定通知書を申請者に交付する。

(支給決定の取消し)

第7条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条又は前条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。
- (3) その他区長が支給決定を不相当と認めたとき。

(利用の方法)

第8条 支給決定者は、事業を利用しようとするときは、認定事業者に障害福祉サービス・地域相談支援・地域生活支援事業受給者証又は障害児通所支援受給者証を提示し、認定事業者と契約を結び事業を利用するものとする。

(認定事業者)

第9条 認定事業者となることを希望する者は、別に定めるところにより区長に申請しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(利用者負担の上限額)

- 2 支給決定者がこの要綱による事業のほか、法第5条に規定する障害福祉サービス、法第77条第1項に規定する事業(同項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付等を行う事業を除く。)、同条第3項に規定する事業及び児童福祉法第6条の

2に規定する障害児通所支援を利用した場合で、利用した各サービスの同一の月における利用者負担額（各事業に要する費用から、各事業に対し区長が支給する額を控除した額）の合計が、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を超えたときは、利用者負担額は、当該各号に規定する額を上限とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円
- (2) 支給決定者（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号において同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第4号に掲げる者を除く。） 9,300円

ア 指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（20歳未満の者に限る。第4号において同じ。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（20歳未満の者に限る。第4号において同じ。）であって、支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が28万円未満であるもの

イ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（18歳以上の者に限る。）であって、支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属するその配偶者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの

- (3) 支給決定者のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（18歳未満の者の保護者に限る。）であって、支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者について事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 4,600円
- (4) 市町村民税世帯非課税者（支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者（支給決定者が18歳以上の者（指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者を除く。）であるときは、その配偶者に限る。）が事業のあった月の属する年度（事業のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の

地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（文京区特別区税条例（昭和39年12月文京区条例第44号）の規定に基づき当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における支給決定者をいう。）又は支給決定者及び支給決定者と同一の世帯に属する者が事業のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者 零

- 3 前項第2号から第4号までに規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は平成19年7月1日より施行する。
2 平成19年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第5条の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は平成20年7月1日より施行する。
2 平成20年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第4項、第5項、第6項、及び第7項の適用については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年7月1日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第5項及び第7項の適用については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第3項から第7項の適用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区移動支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の文京区移動支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、改正前の文京区移動支援事業実施要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前の費用の納入に係る改正前の文京区移動支援事業実施要綱付則第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		地域生活支援事業給付費の額
個別支援型	身体介護を伴う支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「告示」という。）を準用して算定した額（単位数は、告示別表第1の1のロによる。）
	身体介護を伴わない支援	告示を準用して算定した額（単位数は、告示別表第1の1のニによる。）
	身体介護を伴う通学・通所支援	1回当たり告示別表第1の1のロ(2)の単位数を準用して算定した額
	身体介護を伴わない通学・通所支援	1回当たり告示別表第1の1のニ(2)の単位数を準用して算定した額
グループ支援型	身体介護を伴う支援	告示を準用して算定した額（単位数は、告示別表第1の1のロの単位数の100分の75に相当する単位数（小数点以下四捨五入）による。）
	身体介護を伴わない支援	告示を準用して算定した額（単位数は、告示別表第1の1のニの単位数の100分の75に相当する単位数（小数点以下四捨五入）による。）
	身体介護を伴う通学・通所支援	1回当たり告示別表第1の1のロ(2)の単位数の100分の75に相当する単位数（小数点以下四捨五入）を準用して算定した額
	身体介護を伴わない通学・通所支援	1回当たり告示別表第1の1のニ(2)の単位数の100分の75に相当する単位数（小数点以下四捨五入）を準用して算定した額